

令和7年度 第1回 出雲市行財政改革審議会 会議概要

1. 開催日時 令和7年8月7日（木）14：00～16：00

2. 開催場所 出雲市役所 6階 議会委員会室

3. 会議の出席者

（1）委員（11名）

吾郷美奈恵委員、糸賀元次委員、金築真志委員、川田量子委員、関耕平委員、
鳥目純子委員、三島貴子委員、水陽子委員、山崎要委員、山崎順子委員、
山本仁人委員

※欠席者6名（伊藤繁満委員、金山孝治委員、坂本満委員、坂本百合子委員、
長廻利行委員、成相善美委員）

（2）事務局（10名）

飯塚市長、小村総務部長、安井財政部長

人事課 山崎課長

財政課 田中財政部次長兼財政課長

行政改革課 西課長、須田課長補佐、河原副主任

行政改革課施設経営室 坂根室長、森山副主任

4. 会議

（1）委嘱書交付

- ・飯塚市長から出席委員に委嘱書を交付（任期2年）

（2）会長及び副会長の選出

- ・委員から事務局案を求める意見あり
- ・事務局から、会長に関耕平委員を、副会長に糸賀元次委員を提案
- ・委員から異議なし ⇒ 会長：関耕平委員、副会長：糸賀元次委員

（3）関会長あいさつ

- ・昨年4月に第3次行財政改革大綱をとりまとめた。これまでは財政がかなり厳しい中、財政支出を削っていくことが議論の中心であったが、そこを大きく変え、本来あるべき行政のあり方、あるいはコロナ等を含め時代に即して機動的に行政のあり方や住民サービスを充実させるために議論し、本来の意味での行財政改革について活発に議論ができたと思う。その成果である行財政改革大綱に基づいて約1年間、取組を進めてきたところである。
- ・新しい委員も多くいるので、委員の中でざくばらんに議論ができるような会議を目指していきたい。引き続き皆さまには、活発な意見等をいただければと思うので、よろしくお願いする。

(4) 糸賀副会長あいさつ

- ・ 以前も審議会に出席していた。出雲市全体の地域情勢をすべて把握しているわけがないが、関会長とともに本会の趣旨が達成できるよう努めてまいりたいので、よろしくお願いします。

(5) 市長あいさつ

- ・ この度 17 名の委員の皆さまには快くお引き受けいただき感謝申しあげる。それぞれの専門的な分野の立場からこの審議会でご意見を頂戴できればと思う。
- ・ 前回からは 7 名の方が継続してお引き受けいただき、新規の委員が 10 名となっている。新たな出発にあたって、よろしくお願いします。
- ・ 会長は関委員に引き続きお願いしますが、前回の流れもよくご存じだと思うので、この会をリードし、糸賀副会長も出雲市のことをよくご存じと思っているので、新体制のもとで審議いただくようお願いを申しあげる。
- ・ この審議会は、前回の任期の中で、今後の行財政改革の指針となる第 3 次出雲市行財政改革大綱と出雲市行財政改革前期実施計画の策定に向けた議論をしていただくなど、市の行財政改革全般にわたって、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいた。
- ・ 昨年策定した前期実施計画に基づき、現在、行財政改革の取組を進めているところであり、本日は、取組の 1 年目となる令和 6 年度の実績を取りまとめたので、後程報告をさせていただきます。
- ・ これまでの行財政改革の取組によって、行政の財政健全度を示す実質公債費比率などの数値は改善傾向にあるものの、他団体との比較においては依然として上回っている状況である。
- ・ また、昨今の物価高騰や賃金の上昇など、行財政運営は今後も厳しいものと考えている。数値は一気に改善するものではなく、少しずつ効果を積み重ねていかなければならないものだと思っている。
- ・ 一方、先ほど関会長から話があったように、行政に求められるものは多様化しており、ニーズにもしっかりと答えて、住民サービスを向上していくこともしっかりとやらなければならない。そのようなバランスも含めて、様々な視点からご意見をいただければと思っている。この会がそういう意味で活発な議論の場となることをお願い申しあげ挨拶とする。

※あいさつ後、飯塚市長は他用務のため退席

(6) 会議の成立

- ・ 本日の会議は、委員 17 名のうち 11 名に出席いただいている。審議会条例第 5 条第 2 項の規定により過半数に達しているので、本会議が成立していることを報告する。

(7) 配布資料の確認

事前送付資料

- ・ 【資料 1】 出雲市行財政改革審議会条例
- ・ 【資料 2】 第三次出雲市行財政改革大綱
- ・ 【資料 3】 出雲市行財政改革前期実施計画
- ・ 【資料 4】 出雲市行財政改革前期実施計画に係る取組の進捗状況について

- ・【資料 5】施設使用料の見直しについて

当日配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿

(8) 議事（発言要旨）

①出雲市行財政改革前期実施計画に係る取組の進捗状況について【資料 4】

【行政改革課 須田課長補佐説明】

- ・ 行財政改革前期実施計画に係る取組について、次世代に重い負担を強いることのない持続可能な行財政運営を実現するために、取組を推進している。
- ・ 行財政改革大綱は令和 6 年 4 月に 10 年間の行財政改革の指針として策定をしたものである。前期実施計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの前期 5 年間の具体的な取組について定めたものである。
- ・ この大綱と計画は、行財政改革審議会の中で様々なご意見等いただきながら作成したものであり、今後の取組を進める中での軸となるものである。
- ・ 取組の 1 年間が終わり、令和 6 年度の取組状況と財政効果額について、取りまとめたので報告する。なお、令和 6 年度の数値は、まだ決算が確定していないため見込みの数値であることをご承知いただきたい。
- ・ 「1. 令和 6 年度の財政効果目標額と実績額」について、実施計画期間は 5 年間と申しあげたが、この目標額はこの計画を作成した際に、市の財政計画の収支不足額であった 8 億円を 5 年間で割った 1 億 6 千万円を財政効果を出すべき目標額に設定し取組を進めてきた。
- ・ 実施方針の考え方は、1 つ目は効率的・効果的な行財政運営、2 つ目は公共施設のあり方と管理運営、3 つ目は組織体制の充実と人材育成、4 つ目は財源の確保と債務の抑制である。この 4 点を重点的な方針として構成している。
- ・ 財政効果額の考え方は、基本的に前期実施計画に策定した前年である令和 5 年度の決算額を基準の年度として比較し、見直し等で経費が削減されたもの、あるいは取組により歳入に繋がったものを効果として計上しているものである。
- ・ 令和 6 年度の財政効果実績額は約 3 億 3 千万円であり、前期実施計画の目標額である 1 億 6 千万円を上回る見込みである。
- ・ 令和 5 年度の実質公債費比率と将来負担比率といった財政状況をあらわす数値は、これまでの様々な行財政改革の取組により改善傾向にある。
- ・ 一方、県内の 8 市や全国の団体等と比較すると数値は上回っており、今後も引き続き、財政健全化に向けて行財政改革の取組を推進していく必要がある。
- ・ 資料 2 ページ目以降は、令和 6 年度の取組項目別の概要や財政効果額を記載している。また、これら取組項目の詳細は資料 4 ページ以降でご確認いただきたい。

(「1. 効率的・効果的な行財政運営」)

- ・ 「(1) 適正な事務事業の実施」では、事務事業の見直しとして、廃止が 1 件、見直しが 3 件の計 4 件を行った。廃止や見直しを行った事業は、初期の目的を達成したものや事業内容

をスリム化したもの等である。

- ・「地籍調査手法の見直し」では、山間部で地籍調査を行う際に、土地の所有者の高齢化や地主の不在等の現状があり、現地で立ち会っての境界確認や測量等が非常に難しくなっている。そうしたことから、航空写真やデータを活用し、現場に行かずに調査する手法を導入することで経費の削減を図ったものである。
- ・「消防団員の定員数の見直し」では、出雲市消防団組織再編基本計画に基づき、消防団員の確保や各分団の団員定員数を維持することが難しくなっていることから見直し行なったものである。しかし、災害時の対応力が落ちないように、隣接する分団で協力体制をとり、また、大規模災害に対応する大規模災害対応団員の設置などを行い、取組を進めている。
- ・「(2) 補助金・負担金のあり方」では、廃止が3件、見直しが2件の計5件を行った。事務事業の見直しと同じような考え方になるが、補助金としての交付目的が終わったものや、その補助金を使わなくても、類似の補助金で事業目的が達成できそうなものを廃止し、見直しについては、補助率が妥当であるか等を検討し見直しを行った。
- ・「(3) DX推進による業務の効率化と市民サービスの向上」では、職員の事務処理の効率化、省力化を図り、市民サービスを向上させる目的からAIやRPAを活用している。特にRPAは、定型的な業務を自動化することで、職員が入力をしていた作業時間を短縮できる取組として、集計作業等の幅広い業務で活用している。
- ・「文書事務への電子決裁導入に伴うペーパーレス化の推進」では、文書による起案文書を紙に印刷していたが、電子起案により印刷することなく処理できるシステムを導入し、ペーパーレス化を推進した。

（「2. 公共施設のあり方と管理運営」）

- ・「(1) 公共施設のあり方」では、キララ多伎にあるトゥーリマキ風力発電所を民間譲渡し、維持管理費が削減されたとして効果額を計上している。
- ・電気自動車の急速充電施設のある道の駅3ヶ所、大社ご縁広場、道の駅湯の川、道の駅キララ多伎に設置している電気自動車の充電施設を民間事業者へ管理移行し、維持管理費が削減されたとしている。

（「3. 組織体制の充実と人材育成」）

- ・財政効果額として計上はできない取組ではあるが、組織の活性化などについて記載している。
- ・「(1) 時代の変化に適応する組織・機構」では、社会情勢が変わり、市民のニーズも多様化していく中、迅速に対応するために市の組織は適宜、見合った形に変更しているところである。
- ・「(2) 人材育成と働きやすい職場環境」では、多様化・高度化する行政の需要に対応できる人材の育成が必要ということから、様々な研修を行ったり、新たな視点で物事を考える能力を作っていくために職員の派遣を行っている。
- ・また、職員のワークライフバランスの推進を図るために、働きやすい職場環境を作る取組を行っている。具体的な取組としては、オンライン研修などを積極的に行う等、職員の資質向上を図る取組や多様な働き方を推進するためにフレックスタイムやテレワークの導

入を行っている。

（「4. 財源の確保と債務の抑制」）

- ・市の財産の処分や有効活用を図るために資産の売却や貸付を行っている。また、民間企業からの企業版ふるさと納税の寄付額の増額を目指す取組も引き続き行っている。
 - ・ホームページや公用車などへの広告掲載や市の総合体育館では、令和6年度の供用開始に合わせてネーミングライツを導入し、出雲だんだんトマトアリーナという愛称をつけ、財源確保の取組も進めている。
 - ・「(3) 使用料・手数料の見直し」では、市が所有する、ひかわ美人の湯、出雲平成温泉、出雲健康公園クラブハウスの日帰り温浴施設3施設において、民間施設の使用料との均衡を保つ点から令和6年4月から改定を行った。
 - ・「下水道使用料の見直し」では、上下水道料金等審議会の中で今後の料金について議論し、令和6年度と令和7年度での段階的な改定として、令和6年4月1日から改定を行った。
-
- ・項目の1から4までの取組合計の財政効果額は、約3億3千250万円となった。
 - ・今後も持続可能な行財政運営を続けていくため、大綱と実施計画に基づき様々な観点も取入れながら行財政改革の取組を進めていく。

（「今後の財政効果目標額について」）

- ・昨年の審議会では財政計画と前期実施計画の財政効果目標額を説明しているが、今後、議論する話にもなるため説明させていただく。
- ・この財政効果目標額は、令和3年の財政計画で8億円が収支不足だったことから、取組項目を設定したものである。
- ・しかし、令和6年に改めて財政計画を見直したところ、令和6年度から令和10年度までの5年間の収支不足額を基金から計算上32億円繰り入れる計画となっている。
- ・この繰入額は、今後の決算状況で変わるものであり計画上のものであるが、前期実施計画と実際の数字に乖離がある。今後、審議会の中で検討させていただきながら、前期実施計画をどのような形で見直すか議論させてもらうことになると思っている。
- ・令和6年度の取組状況をご確認いただき、今後、行財政改革の取組に向けてのご意見をいただきながら、取組を進めていきたい。

【質疑】

【委員】

- ・ワークライフバランスの内容は、労働者の立場として非常に素晴らしいことだと思う。
- ・「(3) DX推進による業務の効率化と市民サービスの向上」の「④AI・RPAによる業務効率化」について、業務時間の短縮の数字は、導入前と導入後で削減された時間が年間で1,276時間であるか。これは累計なのか平均なのか。1人当たりであるのか。

【事務局】

- ・記載している1,276時間の削減時間は、累計ではなく令和6年度のための数字である。な

お、令和元年度から取組を進めており、令和 6 年度までで短縮できた時間の累計は約 8 千時間と把握している。

【委員】

- ・令和 6 年度において、R P A に携わった業務に係る縮減時間のトータルの数字という認識で良いか。

【事務局】

- ・令和 6 年度の様々な業務に職員が携わったものを累計したものであり、その認識で良い。

【委員】

- ・導入は令和元年からであるとのことだが、基準年度はあるか。

【事務局】

- ・削減時間は、令和 6 年度だけを切り取ったものである。ある業務をこれまで通り R P A を入れずに行った場合 2,790 時間かかっていたものが、R P A を入れたことによって 1,514 時間でできたということである。よって、理論値ではあるが 1,276 時間を削減できたということである。

【委員】

- ・計画よりも倍以上に効果があったということだが、内容を見ると、その半分以上がほぼ下水道使用料の見直しだと思う。令和 7 年度も 10% 上がるということで、おそらく本年度の効果額もかなり見込めるのではないかと推察される。現時点のどれぐらいの効果額を下水道使用料の見直しで見込んでいるのか。
- ・今後、この前期実施計画の乖離が生じてきているため見直しも含めて検討されると説明があったが、現在、もともとの計画よりもかなり上回る効果額が見られているので、それを踏まえてもう少し前倒しの計画を作るものなのか、考えを伺いたい。

【事務局】

- ・下水道使用料の詳細な見込額は出ていないが、現在の数字は令和 6 年度に改定した 8% 分である。これは下水道使用料と浄化槽施設使用料を足し上げたものである。令和 7 年度の改定が 10% であるので、おそらく 2 億円程度と思われるが、年度が終了した段階で、担当部局に確認する予定である。
- ・歳入の確保に向けて様々な取組も行い、また、歳出の部分は減らせる取組も行っていく。

【事務局】

- ・見直しの話について、効果額を 8 億円として目標を立てて取組をしているが、この前期実施計画の計画期間が令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、中間年である令和 8 年度で、見直しをしようと考えている。目標額の設定と取組状況も併せて、下水道使用料が 1 億 6 千 500 万円あったということも踏まえ、令和 6 年度と令和 7 年度の決算状況を見て直近の状況で見直しをしたほうが良いと思っている。令和 6 年度と令和 7 年度は、今の目標値のままで取組を進めるが、次年度のところで新しい数字を入れながら、取組の状況を見直しも含めて行っていきたいと考えている。

【委員】

- ・「3. 組織体制の充実と人材育成」は、前回の審議会で委員の方から様々な発言をいただい

た。財政効果額はないが、やはり職員の方々が充実した条件のもとで、住民の方としっかり膝を突き合わせながら仕事をしていく上では、大変重要な項目である。効果額はないが様々な取組をしていることが取組内容として記載されている。

- ・ 人事院勧告が出たというニュースがあり、平均で3%を上回る人件費がアップするということであった。出雲市では、特に職員の働きがいという点から考えると重要であるが、財源的にはかなり厳しい部分もあると思う。人事院勧告のアップの部分については、国から交付税措置が全額でないにしてもあると思うが、その辺りの見通しはいかがか。働きがいのある、職場環境に関わって重要なポイントだと思う。

【事務局】

- ・ 人事院勧告については、昨年もこの場で同じような発言をさせていただいたが、国が給料については、ベースアップしながら処遇を上げてきている状況である。公務職場の状況が民間と比較してどうか、という根本的なところから人事院勧告は出されているので、民間が上がれば、当然、公務職場についても労働者として生活ベースを守っていかなければならないため、基本的に国の人事院勧告は真摯に受けとめている。財源が厳しいという発言もあったが、できるだけ国に従った形をとっていきたいと思っており、昨年は国に従って行うことができた。
- ・ 今後については、基本的にはこのようなスタンスを守りながら、今後、労働組合等とも話を進めていければと考えている。
- ・ 働き方改革については、昨年のところでフレックスタイムの導入やテレワークの推進などを行った。様々な制度を国全体として進める流れになる中で、公務職場については難しい部分もあるが、できるだけ柔軟で働きやすい職場づくり、ストレスを感じないような職場づくりをしていきたいと考えている。

【委員】

- ・ 先ほどRPAの活用もあったが、人件費はかなり厳しい部分があるが、しっかり反映させていく上でも業務の効率化とあわせて取組を強めていただきたいと思う。

【委員】

- ・ 「④専任職員の配置」について、複線型人事制度をもう少し詳しく説明いただければと思う。
- ・ また、水道業務でエキスパート職員を配置とあるが、今後、それ以外の職種でも考えがあるのか。

【事務局】

- ・ 若いうちは様々な職場を経験して、様々な分野の仕事をするが、だんだんとこの人が一番よく知っている、自分としてもこの分野でずっと続けたい、やりがいを持ってできるという状況が出てくる。そのような職員をエキスパートという形で公募を行い、水道事業において2名の職員を配置した。当然、面接や実績など考慮しながら審査を行っている。
- ・ 今後、様々な分野のエキスパート化は想定されるが、まだ検証が十分にできていない状況では、今のところ具体的な案は持ち合わせていない。今後、エキスパート職員を配置した方が業務がより進むであろう、というところをしっかりと検証しながら、体制づくりを進めていきたいと考えている。

【委員】

- ・福祉の分野は、かなり専門的な知識や経験を積んで業務に当たるということが必要で大変ある。また、どうしても資格を持った職種が求められることもあるため、今後、職員の採用も含めて、専任職員を福祉分野の業務へ配置といったことも積極的に考えていただければと思っている。

【委員】

- ・組織体制の見直しの中で、職場環境や同僚等との人間関係、住民の方々の対応等で休職される方があるのではないかと推察するが、職員が休むと職務への影響が大きいと思う。そうした体制の中で、どのように数値が移行しているのか。また、その対応策について伺いたい。
- ・公共施設の使用料の見直しが予定をされており、また地域の方にはそのような説明もされているように理解をしているが、施設使用料が上がると各地域で活動をしている団体やイベント等で公共施設を使うために使用料がかかる。しかし、イベント料への市の補助金の増額はない。社会的、経済的に、非常に経費がかかるような時代背景もあるが、そうした見直しをすることで財政基盤の改善はできるが、地域の方々の活動や意欲ではマイナスの部分が多くなるのではないかと懸念される。その点はどう理解をされているか、今後、どのような対応をしていくのかということを伺いたい。

【事務局】

- ・仕事をしながら精神的な理由から出勤しにくくなり休むこととなった職員は、毎年延べ人数で数十名いる。そういった職員が職場に復帰する際には、面談などを行いながら支援をすることがあるが、やむを得ず休職になってしまうような場合もある。
- ・休職は人事のルールで言うと発令事項になる。これを解除するためには、かかりつけの医師とそれとは別の第三者の医師の許可が出ないと復職を認めないというプログラムを用意し、休職している職員が繰り返して休まないように、しっかりと療養いただき職場に復帰していただくようにしている。
- ・基本的には元の職場に復帰していただくが、その職場の仕事が合わない、人とのトラブルがあるなどの場合は、配属を考慮し、いろいろな形で組織と人がうまくマッチングするようにしている。休職が少しでも減るように、引き続き相談や未然防止という点で取り組んでいきたいと思っている。

【事務局】

- ・施設使用料見直しについて、定期的に使用料については見直しをする中での今回の見直しである。地域でイベントをする際にも様々な経費が上がってきているということだが、市も物価高騰の影響や賃金上昇の影響を受けており、同じような状況である。地域の声も伺いながら、市も限られた財源であるので、どのようなことができるかということを考えていきたいと思っている。

②施設使用料の見直しについて【資料 5】

【行政改革課施設経営室 坂根室長説明】

- ・施設使用料については、平成 27 年度に全市的な改定を行って以降、定期的に見直しの検

証を行っており、これまで 10 年間料金は据え置きとしてきた。

- ・直近の検証は令和 5 年度に行っており、本来、見直しのタイミングではあったが、当時は新型コロナウイルスの影響を大きく受けていたため、令和 8 年度 4 月の改定を目途に、改めて検証を行うということで、昨年の 3 月議会で報告したところである。
- ・この度、改めて見直しの検証を行ったところ、昨今の人件費や物価の上昇によって施設運営に係る維持管理経費が増加している実情があり、受益者による負担と公費による負担の割合に偏りが生じ、公費の負担割合が大きくなっている状況にある。
- ・公費の負担割合が大きくなるということは、施設を利用しない、または、めったに利用しない多数の方を含めた市民の税金が、施設の維持費により多く充てられることでもある。
- ・そうした点を踏まえ、負担の公平性の観点から見直しが必要ということで、見直しに向けた考え方を示し、今後、施設使用料の見直しを進めたいと考えているところである。

（「1 見直しの基本的な考え方」）

- ・見直しにあたっては平成 27 年度に改定したときの受益者負担の考え方を基本としている。
- ・「(1) 受益者負担率に応じた使用料の設定」として受益者負担率の区分を 4 つに分け、それに応じた使用料を設定している。
- ・考え方として、市民が生活する上で欠かせない基礎的な施設なのか、それとも、個人の趣味嗜好で利用する人もいれば、いない人もいるような選択的なものなのか。また、公益性が高い公共的なものなのか、それとも民間でも運営されているような、市場性のあるものなのか。そういった観点から、受益者と公費の間で、適正な負担割合で区分したものを概念図として示している。
- ・基礎的で公共的なものほど、市民の生活に必需的に関わるものであるもので、公費負担の割合が高くなり、逆に利用する人もいれば利用しない人もいる選択的なもので、さらに民間でもやっているようなものほど、受益者負担の割合が高くなるということである。これは、使用料を考える上で、受益者負担の考え方として多くの自治体においても共通的な考え方である。
- ・「(2) 施設区分に応じた使用料の設定」について、スポーツ施設やホール施設、会議室などは、各地域に同じような施設がたくさんある。これらの施設利用にあたっては、公平性の観点から、どの地域の施設を利用しても同じ負担で利用できることを基本に、施設区分ごとに統一基準を設け使用料を設定している。
- ・「(3) 改定幅の上限設定」については、利用者の負担が高くなり過ぎないように、改定幅に上限を設けている。
- ・新たな使用料は現行使用料の 1.5 倍までを上限に設定しており、学生の使用料区分がある施設については、一定の配慮を行い、現行の 1.2 倍までで上限設定をしている。
- ・「(4) 使用料の端数調整」については、現行の使用料は 1 円単位まで設定されているが、利用者の利便性や事務の効率性を考慮し、この度の見直しに合わせて 100 円単位で端数調整するものである。

（「2 見直し案」）

- ・「(1) 統一基準を設定する施設使用料の見直しについて」は、スポーツ施設やホール施設

などの類似施設について、平成 27 年度の改定時の見直し方針で設定した統一基準で見直しを行うこととしている。この算出については、令和 8 年度の収支積算見込みをもとに、受益者負担率 50%を基準とした使用料の改定を行うものである。運営に必要な経費の半分は使用する方の使用料、もう半分は公費でまかなうというような割合を目指した使用料の改定である。

- ・「①体育館」については、本来のあるべき受益者負担率 50%にするためには、現行から 1.68 倍にする必要があるが、上限設定として 1.5 倍まで、学生区分の中学生以下については 1.2 倍までとして算出した額としている。
- ・「②野球場（出雲ドームを含む）」については、受益者負担率を 50%にするためには、現行から 2.15 倍にする必要があるが、上限設定で 1.5 倍まで、高校生以下については 1.2 倍までとして算出した額としている。
- ・「③サッカー場」については、受益者負担率を 50%にするためには、現行から 1.41 倍の算出となるため、新使用料の額は現行の 1.4 倍までで設定している。
- ・「④テニス場」についても同様で、本来の受益者負担率 50%にするためには現行から 1.64 倍にする必要があるが、上限設定で 1.5 倍までで算出した額としている。
- ・「⑤ホール施設」についても同様の考え方で算出しているが、ホール施設は、座席数で区分が分かれているため、それに合わせた形で使用料を算出している。
- ・「⑥会議室」についても同様の考えで算出しているが、会議室の面積に応じて区分しているため、それに合わせた形で使用料を算出している。なお、コミュニティセンターの会議室については、基本的には他の会議室と同様に見直しをする考えだが、地域活動など公共的な利用をする場合はこれまで通り無料としている。
- ・「(2) 統一基準を設定しない施設使用料の見直しについて」は、ゆうプラザや斎場など類似施設がない施設の場合、施設の設置目的等に応じて、受益者負担率や近隣自治体の料金、料金設定の状況等を参考に、現行の使用料の 1.2 倍から 1.5 倍を目安に見直しを検討するものである。参考として、ゆうプラザと斎場の見直しの考え方を記載している。
- ・ゆうプラザは、1.2 倍から 1.5 倍を目安に見直しを検討し、斎場は、近隣自治体の料金設定を踏まえ、現行の 1.2 倍で見直しを検討する予定である。

（「3 今後のスケジュール」）

- ・この考え方をもとに、各施設の具体的な見直し額について、現在、内容を検討しているところである。内容が決まり次第、令和 7 年度 9 月議会において、見直しに係る条例改正案を提出する予定である。
- ・その後、市民への周知や改定に必要な準備等を行い、令和 8 年 4 月から使用料改定を施行したいと考えている。

【質疑】

【委員】

- ・見直しについて、物価高もあり、受益者に負担いただくことはしかたがないところではあるが、受益者負担の公平性の観点から、どの地域の施設を使用しても同じ負担で利用できる

ることを基本にということは、各施設の老朽具合等もあり、決して㎡数等でははかることができないと思っている。

- ・古い施設は古い施設なりに、そういった部分も見えていかないと、市民がどちらを使われるかを考えたときに、立地条件などの面でも公平性というものはかっていくと良いかと思う。

【事務局】

- ・市の考え方としては、施設のジャンルをまとめて、同じような施設であれば、どの地域を使っても同じ料金で使えるという考え方である。地域差がないということを基本とした料金設定を平成 27 年度での見直しでも行っているため、この基本的な考えは踏襲をしたいと考えている。

【委員】

- ・施設が古いということは、設備的にも新しい施設とは全く異なるものになっており、最近だと、デジタル化が進み、人員をそこまで必要としないホールなどがある中で、アナログの設備でやっていると、様々なポジションに人を配置し割高になる部分がある。そういったところも検討いただければと思う。

【委員】

- ・施設の中には、アリーナがあるコミュニティセンターもある。こうした施設は、若い人の使用が多く、利用者からは、こんな安い値段でいいのかとの声もきく。利用者は、10 円などの端数が付いているよりも、きりのよい額が使いやすいとの声が多く、このような料金で妥当かと思う。
- ・使用料を払ってでも施設を利用してくださることはありがたいことであり、この見直しについて賛成である。
- ・暖房料や冷房料なども値上がりをするのか。

【事務局】

- ・暖房料や冷房料は、基本使用料の 3 割程度として算出するもので、基本使用料が上がると若干上がる。

【委員】

- ・10 円などの端数が付かない方が、払う人にとっては使いやすいという意見がある。
P a y P a y やいずも縁結び P A Y などの電子マネーで支払いができるとありがたい。
- ・お金を持って銀行や J A に行くことが難しいと言われるので、そのような方法も考えていただけたらと思う。

【事務局】

- ・暖房や冷房設備に関しては、10 円などの端数が出るがご了承いただきたい。

【委員】

- ・ビッグハートなどで営利目的のコンサートやイベントを行う際の使用料は、この資料にある金額よりも高くなるのか。

【事務局】

- ・有料でコンサート等を行う場合は、この資料にある使用料よりも高くなる。

【事務局】

- ・資料に示しているものあくまで基準であり、利用状況によっては変わるものである。

【委員】

- ・使用料の改定にあたって、使用料に含まれているものは、資料 1 ページに記載がある維持管理費経費に加えて、固定費の部分、例えば老朽化に伴う改修などの大きなハード的なものについても、含まれた使用料改定ということか。

【事務局】

- ・維持管理費の中身としては、例えば、大規模改修や機能が大幅に上がるような大きな経費は入っていない。人件費や光熱水費、清掃委託費のような、いわゆる維持管理に必要な経費として小規模修繕費は入っている。

【委員】

- ・改定幅の上限設定で 1.5 倍が上限ということであるが、1.5 倍は何か基準や指標があるのか。

【事務局】

- ・1.5 倍という数字は、明確な法律的な根拠は特にないが、平成 27 年度の見直しの中でも、使用料を 2 倍にすることは大幅な値上がりとなるため、1.5 倍ということだったと思う。平成 27 年度に改定幅の上限を 1.5 倍と定めたことから、前回の見直しに則って 1.5 倍とした。
- ・なお、学生区分については、平成 27 年度のときには 1.5 倍としていたが、今回の改定は、子育て支援の観点を考慮し、1.2 倍としたところである。

【事務局】

- ・インターネットなどで公共施設の使用料改定と調べると、各自治体の考え方が出てくるが、多くの自治体で 1.5 倍となっている。急激に使用料金が上がることへの影響を少なくするための倍率として 1.5 倍としているものである。この根拠は、国から示されたものなのか、あるいは、どこか先進地の自治体が決めたものを踏襲しているのかはわからないが、影響を抑えるための数値として利用されているというものである。

【委員】

- ・1.2 倍の上限は学生のことを考慮し、また、子育て支援の観点からとあったが、例えば、学校の統合などにより、子どもたちがスポーツに関係する活動ができないのでスポーツ施設を選択肢せざるをえない事情なども考慮されているのか。単純に年齢で区切ったの使用料の線引きなのかを伺いたい。

【事務局】

- ・学生区分は、これまでも中学生以下あるいは高校生以下という区分を持ってやってきたところである。この区分の上限の改定幅を 1.2 倍に設定しているところである。

【委員】

- ・営利や非営利でも線引きされていることもあるので、学校の事情や次世代を育てるという観点で考慮されてみてはと感じたところである。

【委員】

- ・人件費について、施設で従事しておられる方の雇用形態は、正規雇用と非正規雇用とあると思うが、どのような配分になっているか。
- ・入浴施設について、県内や出雲に限らず、温泉施設や公共的な施設はベテランの方がよく従事されていると思う。入浴施設は非常に清潔で整えられている。また、夜遅くまで勤務しておられるが、賃金面でも非正規雇用であればおそらく時給単価が低く、保障も低いということが想定される中で、個人の方のその働き方への付加価値が、このサービスに反映されているというように感じる。
- ・一方、元々の使用料のスタートがよくわからないが、1.5 倍の値上げ幅という話もある。島根県は、特に賃金が低いと言われていて、隣の広島県とは 5 万円相場が違うという話もある。長年のデフレにより従来の使用料が、低い相場の人件費を加味した価格設定であったのであれば、現状のインフレと賃上げ実態を加味し、今回の価格改定額は妥当かどうか。前半で申し上げた点も、今回の改定に反映されているかというところをお聞かせいただきたい。
- ・また、付加価値の部分についても、やはりサービスの提供はハードだけではなく、人にしていただく部分により、私たちはサービスを受けられているという意見である。

【事務局】

- ・平成 27 年度に 2 市 5 町で合併した際、それぞれの自治体で持っていた使用料があった。合併をしたことによって使用料がまちまちであったことから、平成 27 年度の見直しの中で、合併後、単価統一した施設使用料を設定した。その使用料の見直しをして以降、今回初めて見直すことになる。
- ・人件費の関係でいうと、雇用形態の話など、いろいろな話があると思うが、大型の体育施設やホール施設は、指定管理者制度という制度をもって民間に管理していただいている。従って、民間で雇用していただいているものである。
- ・市としては、設計に維持管理費を組んで、維持管理費と使用料収入の差額を指定管理料として支払っている。雇用の仕方についても、市で想定した必要人数に応じて設計して募集を行っている。民間の運用形態に合わせて雇用されているため、実際に市が想定している雇用形態と民間で雇用されている形態が違うということはもちろんあるが、市が想定している積算の中には、正規を何人、非正規を何人という形で積算をしている。施設の方は、それぞれの事情に合わせた形で運営をしている状況である。
- ・市の温浴施設は少なくなっており、市が関わる施設は 3 つであるが、今回の使用料改定の中に入っていない。温浴施設の使用料は、令和 6 年度に市内の民間温浴施設と料金をそろえる形で改定をしたため今回の見直しの中には入っていない。

【委員】

- ・今の点は大変重要であり、指定管理という形と利用料金という形は、裏表の関係にあるが、今回の使用料の値上げが人件費へきちんと保障されるような方向で使われていくこともとても大事なことだと思う。そこは指定管理料の積算の部分でも、人件費の値上がりはマイナスのように見えて、社会全体で見ればとても重要なポイントにもなる。そういう意味で、値上がりとともに人件費にしっかり充当されるような形で、市も管理、監督していく必要があると感じる。

【委員】

- ・示された単価は標準であって、これが実際には若干前後することや、区分が違ふことは理解できたが、実際に改定していくらの収入となるのか、また、施設ごとの利用率を出した資料があるか。
- ・各施設の利用率みたいなものがわかるかとよい。上がることは悪いと思っていないが、より納得度が上がると思う。

【事務局】

- ・料金収入の試算としては、1億7千万円を見込んでいる。見直しを考えている施設は、指定管理と市が直営している施設をあわせて約200施設を考えている。ゆうプラザのような大規模施設もあれば、会議室が1つ程度の小規模施設もある。実際やってみないとはっきりとは言えないが、想定としてはそれぐらいと思っている。
- ・利用率の資料については、今のところお示しする予定はない。

【委員】

- ・施設によって利用があまりなく、上げなくてもいいところがあるのかと思ったが、総額は結構な予算になるため、大事な改定だということが納得できた。

【委員】

- ・利用控えのようなものが出ないかどうかでも大変重要なポイントかと思う。例えば、前回引き上げたときに利用率が大きく落ちるような施設、典型的なところがあったかないかという点も検証部分の1つだと思われる。使用料改定後の利用率の変化も検証すべきポイントとして留意いただきたいと思う。

【委員】

- ・今後の総合振興計画を進める上でも当然必要だということもわかるが、上げるタイミング的に、今が一番悪いときではないかなと思う。議会で説明したから、やるということかもしれないが、やはり時期というのをきちんと考えていただきたい。それが、住民の皆さんに対して必要なことではないかという気がする。
- ・先ほども意見があったように、高校生以下あるいは中学生以下というような表現があるが、少なくとも義務教育の中では、出雲で生まれ育って、これから将来を担う子どもから値上げをするのではなく、むしろ下げてでも、少子化対策に向かっていくべきではないかと思う。他がやらないことをやればよいということではないが、やはり出雲市ならではの子育て政策という中にも、そうした考え方も必要ではないかなと全体の意見を聞いて感じた。
- ・委員さんの中には必要だという方もいるため、私の考え方がすべてじゃないということは当然理解しているが、やはり地域で活動している人たちの声、活動している人たちからは、自分の趣味や文化芸能音楽など、生活の上では文化というものは非常に大切なものだと思う。先ほど言った、職員の皆さんのメンタル的なところも、文化活動が心の癒しになったり、あるいは生活していく上での力になったり、児童生徒の皆さんの悩みの解消になったり、そういう意味で非常に必要なものだと思っている。そうした観点からも、実施時期について、議会で説明してあるからやるということではなくて、よくよく考えていただきたいと思う。
- ・今日の出席人数が少ないような気がした。設定の仕方を工夫して、できるだけたくさんの

委員の皆さんに出かけていただき、様々な意見を出していただくことが非常に重要ではないかと思う。また、会長がこれからまとめていこうと思うと、やはり委員の皆さんが多数出られないと全体の意見としてまとめることが難しいと思うため、工夫をお願いしたい。

【委員】

- ・選択的と基礎的というふうに分かれているが、選択的というふうに決めてしまっているのかどうかというものは、項目によってあるのだろうと思った。文化芸能というものが必ずしも選択的ではない、もっと重要なものとして位置づけるという考え方もあるのかと思った。

【委員】

- ・大学生のスポーツなどの合宿誘致で補助金を出している島根県内の自治体があったかと思う。体育施設の利用などでは、都市部の大学生が夏休みに合宿で来て、それに対して、補助が出るものである。大学生の方も少し考えただけならばと思う。いわゆる一般という区分でいいのか検討いただければと思う。
- ・皆さんの発言を聞いて、やはり利用者や指定管理を受けている管理者とコミュニケーションをしっかりと図りながら、現場の声も踏まえながら検討を進めていただければと思う。

（９）その他

【委員】

- ・出雲市は小学校の統廃合がかなり進んで、廃校になった学校が何か所もあると思う。その建物やその中の備品、体育館、グラウンド、そういうものの利活用、あるいは、その中に廃棄物が山積みになっていないかなど、そういう観点が行財政改革に関わるものなのかと考えている。

【委員】

- ・小学校の統廃合後の利用の問題もあるが、利用以前の管理問題なども少し気になるということである。事務局の方で、今後、状況などを含めて検討いただければと思う。

【委員】

- ・統廃合の話も出たので、付け加えておくと、廃校になった学校の備品はおそらく全くない。利用について、いろいろ聞いたことがあるが、電気などが切られているので、とても利用は難しいと話を聞いている。ただ、本当にもったいないと思う。すごくすてきな学校であり、場所も本当にいいので、再利用などの検討の余地はあるかと思う。
- ・使用料に関してコミュニティセンターの話が出たが、各コミュニティセンターの稼働率などがみえにくいので、その辺を確認しても良いと思う。

【委員】

- ・公共施設の管理の部署も確かあったと思う。２点ご提案いただいたが、１つは閉校施設の管理も含めた状況ということである。中には、利活用しているものもあるため、そういったところの紹介でもよいかと思う。

【事務局】

- ・管財契約課という財産管理しているところと、教育委員会が管理をしているので話をして

みたいと思う。

- ・コミュニティセンターは、自治振興課が所管しているため、どのような使われ方していることが多いか、夜間の利用が多いかなど報告させていただければと思う。

【委員】

- ・いずれも縁結びP A Yの取組が気になっている。状況や今後の活用可能性を議論できればと思う。

【委員】

- ・地域の皆さんに言われたことだが、出雲市から月に一度配られる広報いずれもについて、配られても見ない、デジタル化が進んでいくだけでも見ることできるのに、なぜ配るのかと言われている。いらないので配らないでくださいと、コミュニティセンターに言われる町内もあり困っていると聞く。全員がデジタルで見えるわけではないが、いらないと言われた人の配布を少なくしたら、随分、節約になるかなとも思っている。

【事務局】

- ・デジタル化を進めている中の1つに、広報物を減らすことで地域の方の負担を減らすという意味で、広報紙のあり方を検討している。直近の考え方でお知らせすることができるものがあれば、担当課に話をして報告させていただければと思う。

【委員】

- ・アナログ派の人は、手元にないと見ないかと思うので、例えば、通知登録をした方には配らないなど、全く無くしてしまうのではない、工夫も必要かもしれない。

（１０）閉会にあたって

【事務局】

- ・今年度の行財政改革審議会は、年３回を予定している。次回は、１１月下旬ぐらいを目途に考えている。
- ・出席者の人数について、もう少し出席できるような会にとのご意見いただので、もう少し工夫を考えていきたいと思っている。
- ・次回の日程等決まったらご案内をさせていただくので、よろしくお願いします。